

「ガイドライン実施宣言ステッカー」第三者認証制度の普及促進

当会としては、自治体が実施する第三者認証制度の普及に協力する一方、業界独自の「ガイドライン実施宣言ステッカー」第三者認証店を増やし、感染症対策の実践強化に努めて参ります。

まずは、管理店に対して「ガイドライン実施宣言ステッカー」掲示店として感染症対策の実践を促していただきたく存じます。その上で、一事業所に1名は、第三者認証が出来る「ガイドライン点検認定者之証」(認定

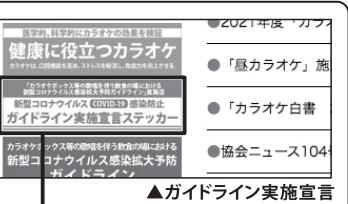
証)取得者を確保し、管理店に「ガイドライン実施宣言ステッカー」第三者認証店を増やす取り組みを実施願います。

顧客である管理店を感染症の拡大から守るためにも、今一度、管理各店へ「ガイドライン実施宣言ステッカー」実践を促していただき、第三者認証制度へ順次移行いただくよう推進いただければ幸いです。

①ガイドライン実施宣言ステッカー

専用サイトで「ガイドラインチェックリスト」すべての項目を施設(店舗)運営者の方が点検し、チェック項目の履行状況を確認し、未達項目は補って全項目を実践した後に「ガイドライン実施宣言ステッカー」がお出しいただけます。

「ガイドライン実施宣言ステッカー」ページは協会HP(<https://www.karaoke.or.jp/>)にアクセスし、ページ左部にある「ガイドライン実施宣言ステッカー」バナーよりアクセスください。



▲ガイドライン実施宣言ステッカーのバナー

②ガイドライン点検認定者研修プログラム

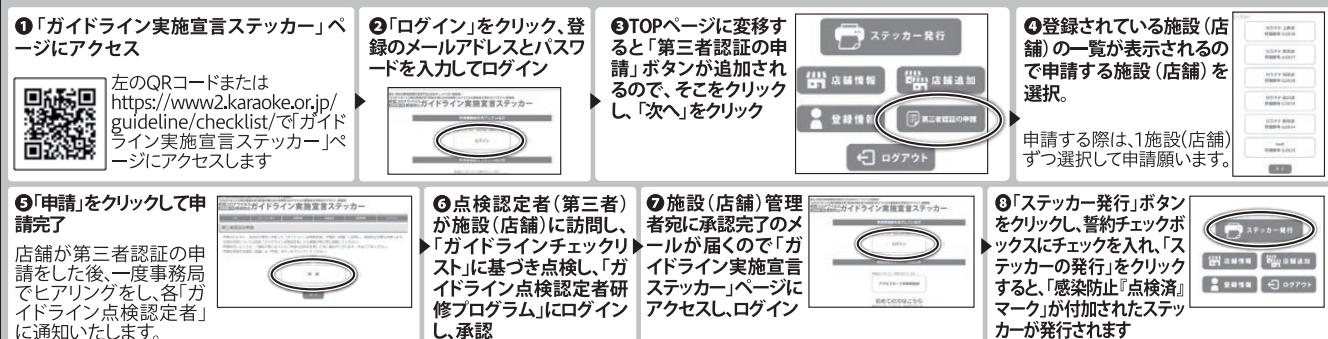
「ガイドライン点検認定者研修プログラム」は、第三者認証制度の希望があった施設(店舗)に赴き、第三者として点検し、「ガイドライン実施宣言ステッカー」に「感染防止対策『点検済』マーク」を付加する「ガイドライン点検認定者」を育成する研修プログラムです。

eラーニングによるガイドライン及び点検チェックリストの解説と、吉田友昭 医学博士の新型コロナウイルス感染症講座をじっくりご視聴いただき、理解の上、「習熟度テスト」に合格すれば「ガイドライン点検認定者之証」(認定証)を取得いただけます。

③「ガイドライン実施宣言ステッカー」第三者認証

6ヶ月の有効期限を経たステッカー更新店は、第三者認証の申請を行うことができます。希望する施設(店舗)は下段の手順で申請を行います。申請後は「ガイドライン点検認定者研修プログラム」に合格した「ガイドライン点検認定者」が実際に施設(店舗)を訪問して「ガイドラインチェックリスト」に基づき点検を行います。そしてガイドラインの遵守徹底ができていれば「感染防止対策『点検済』マーク」付加の承認をいたします。承認が完了次第、「ガイドライン実施宣言ステッカー」ログインページから「感染防止対策『点検済』マーク」付きのステッカーが発行いただけます。

◆「感染防止対策『点検済』マーク」申請及び発行の流れ



上記、手順で第三者認証を承認した証である「感染防止対策『点検済』マーク」付き「ガイドライン実施宣言ステッcker」が発行いただけます。

ステッckerは店舗の入り口など、お客様の目に留まりやすい場所に掲示し、安全・安心をアピールください。

「ガイドライン実施宣言ステッcker」の有効期限は6ヶ月です。有効期限の1か月前からステッckerの再発行による更新ができるので、必ず再度ガイドラインチェックリストによる感染防止対策の点検をし、全ての項目を実践の上、更新願います。



▲感染防止対策「点検済」マーク

「感染防止対策『点検済』マーク」付きガイドライン実施宣言ステッcker▶



感染力の強いデルタ株を前提に政府要請により業種別ガイドライン (カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン)を改訂

令和3年11月9日改訂

※本文 [] 部が主な改訂(=は削除部を示す)

本ガイドラインは、政府の緊急事態宣言発出に伴う休業要請以降、営業を自粛し厳しい状況下にあるカラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場である施設や店舗が事業継続に向けた取り組みを実施する際の一助として、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟及び一般社団法人全国カラオケ事業者協会の三団体が協力して作成したもの。ストレスを発散し、心身共に健康に役立つはずのカラオケ歌唱が感染症拡大に繋がることなく、飲食とともに安全に提供し得るよう、本ガイドラインは、施設及び店舗事業者が本格的に事業を再開するにあたり、必要な取り組みを提示するものです。

1.はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月21日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

まず最初に、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場は、本ガイドラインの内容を適切に実践することによって①適切な換気設備を備えた空間(部屋)であり、②入場制限等が行われるとともに、③人と人の距離を十分に確保された場所となり、感染症対処方針に示す①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件を~~いずれも~~回避することが可能です。

また、歌唱する場ではあるものの、本ガイドラインによる感染症予防対策を講じることにより、「人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことによる感染のリスク」が低減する施設・店舗となることを目指し、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行い、基本的な感染対策の徹底等を、施設や店舗管理者に対して強く働きかけを行ふものであります。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「新しい生活様式」の実践例、「緊急事態措置の維持及び緩和等に関する留意点」、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について(令和2年5月14日付(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))」及び「感染リスクが高まる『5つの場面』」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日)、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について(令和2年5月14日付(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))」及び「感染リスクが高まる『5つの場面』」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」)を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定しました。また、本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所 岡部信彦所長(新型コロナ対策専門家会議メンバー)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成しました。

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場を管理・運営する者(以下、「施設管理・運営者」という。)は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「事業実施に際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設・店舗形態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められます。

事業を再開するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応してください。なお、本ガイドラインの内容は、今後の各地域の感染状況や対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の見解等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し改訂を行います。

令和3年2月25日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された飲食業における感染症対策のあり方に関する提言などを参考に、本ガイドラインの内容を令和3年6月4日付にて一部見直しました。**また、感染力の強いデルタ株等の変異株を前提にした見直しを令和3年11月9日に加えました。**

2.感染防止のための基本的な考え方

施設管理・運営者は、施設・店舗の規模等を十分に踏まえ、施設・店舗内及びその周辺地域において、当該施設・店舗の従業員(以下、「従業員」という。)及び施設・店舗に来る入場者(以下、「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特にカラオケ歌唱に際しては、機器の消毒と距離確保を徹底し、更には①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件

(いわゆる「三つの密」)を、①備えた設備で適切な換気を行い、②入場制限等を行うとともに、③人と人の距離を十分に確保することにより避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3.リスク評価

施設管理・運営者は、**デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染 及びマイクロ飛沫感染**のそれぞれについて、従業員や利用者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、事業再開に伴って、③地域における感染状況を把握した上で、そのリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

○ドアノブ等の利用者の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等)の消毒対策を徹底する。**消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。**

②飛沫感染 及びマイクロ飛沫感染のリスク評価

○歌唱者間の距離が十分に確保できるよう、各室における入場人数の制限を行う。また、室内の適切な換気を行う。利用者毎の利用人数等を管理すると共にマスクを**着用**しての歌唱を促す。
○室内の定員が通常の半数以下になるよう入場制限し、積極的に感染リスクを減らす。
○室内の座席間隔を、できるだけ2mを目安に(最低1m)設け、正面に座れないよう、又は、横並びで座るよう椅子を配置する。
○施設内では法令を遵守した換気設備による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上あるいは室温が下がらない範囲で常時窓開け等の工夫)を徹底する。更に必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1,000ppm以下(機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安)を維持することが望ましい、換気の補助としてフィルター式空気清浄機や送風機等の併用も検討する。
○適切なマスク着用(品質の確かな、できれば不織布を着用)や、飲食時等マスクなしの状態では会話を控えることを促す。マスク着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。
○室内清掃中は、必ずドアを開放し、換気を行う。

③地域における感染状況のリスク評価

○施設・店舗が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性があることに留意する。

4.事業実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

○**令和2年5月4日提言等に基づく感染拡大防止対策を徹底することが重要であり、例えば、「三つの密」を、適切な室内換気や利用者管理、身体的距離の確保によって避けることが前提である。**

○感染防止のための利用者管理が必要であり、家族等の関係の深いグループを基本とし、室内への入室は定員の50%を目安とする。例えば、以下のよう手段が考えられる。

- 利用者数の制限(室内の利用人数制限)
- 家族等の特定の利用者毎での室内の使用
- 利用者の名簿管理(連絡先の名簿記載)

- 利用者に事前に周知をした上で、COCOA(携帯電話の使用を控える場面では、電源及びBluetoothをONにした上で、マナーモードにすること)や地域通知サービス等の接触確認アプリ**や利用者のQRコード読み取**の活用

○飲食は、できるだけ控え、又は正面の配置は避ける**か換気に注意をした上でパーティション等の設置を活用する**ものとする。

○「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業再開の中止又は延期の検討を行うこととする。

○感染防止対策の実施及び感染の疑いがある場合(※)①の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。

○高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い利用者に対して、より慎重で徹底した対応を検討する。

〔1〕※感染の疑いがある場合: 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航及び当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合。

政府が進める業種別の感染拡大予防ガイドラインを日本カラオケボックス協会連合会、カラオケ使用者連盟、そして当会のカラオケ3団体で昨年5月25日に策定し、本年6月4日に専門家の新たな知見に基づき改訂した。この度、感染力の強いデルタ株を前提に、昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえたガイドラインの改訂が、政府から各業種へ要請された。以下は、この要請に基づき改訂したもので、改訂版は内閣官房「新型コロナウィルス感染症対策ホームページ」へ発表されている。ガイドライン改訂に伴い、ガイドライン実施宣言ステッカー「チェックリスト」も変更となった。協会ホームページ(https://www.karaoke.or.jp/guidelines_checklist/)にて確認いただき、新しいガイドラインに沿った感染予防対策の実践を各管理店に推進願いたい。この度のガイドラインの主な改訂箇所は次の通り。

②利用者の安全確保のために実施すること

ア) 入店時

- **入店時に**利用者に対して**検温等を行い**、発熱や咳等の異常が認められる場合や感染の疑いがある場合(※)**2**は利用をお断りさせていただく旨を事前に周知する。
- 来場の際、家族等の利用者毎に連絡先の名簿記載を要請する。
- 店舗入口や手洗い場所等に、手指消毒剤(消毒用アルコール等)を用意し、入店時に手指消毒を促す。
- **デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ**、飲食中以外は**隙間がないようにするなど正しい**マスクの着用をお願いすると共に、定期的な手洗いや手指消毒を促す。
- 接触感染及び飛沫感染を防止するため、十分な身体的距離を確保することが重要であることを理解してもらう。

イ) 室内への案内時

- 家族等の特定の利用者毎に案内する。
- 上記の場合であっても、人数が各室の通常定員の半数**を超える**場合は、分散利用を促す。
- 歌唱に際して、対人間の距離を2m以上とることに理解を求め、座席間隔についても、できるだけ2m(最低1m)**空け**、横並びで座ることを理解してもらう。
- 聞く側のマナーとして会話を控え、マスクを着用している場合であっても大声を出さず、会話も短く切り上げるよう理解を求める。
- 設定音量での使用を促し、必要以上に音量を上げないことに理解を求める。

【カラオケボックス以外の飲食店】

- グループ間はテーブルを**換気に注意した上で**パーティション等で区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空ける。同一テーブルは真正面の席配置を避け、横並びで座れるよう配置を工夫し、カウンター席も含め、適度な座席間隔(最低1m)を確保するかパーティション等で区切る。
- 歌唱に際しては、対人間の距離ができるだけ2m(最低1m)以上とり、マスクの**着用**に理解を求める。
- 法令を遵守した換気設備により、必要換気量(毎時30m³/人)を確保する。窓の開放による換気の場合は、30分に1回、5分**以上**、2方向の窓を開閉するなどして十分な換気を行う。

2 前掲注1参照

ウ) 接客対応

- 飲食のオーダーは、電子端末やインターフォン等の遠隔注文にて行い、人的介入を控える。
- 飲食物の提供時には、マスク**口**や顔を覆う防護具を**着用**し、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保つ。
- 室内清掃時は、必ずドアを開放し換気を行うとともにマイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒する。

【カラオケボックス以外の飲食店】

- 利用者と従業員の距離をできるだけ2m(最低1m)以上とり、正面に立たないように注意する。
- 利用者と従業員は、マスクを**着用**して歌唱や会話をする。

エ) 会計

- 現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、トレイ等を使用する。また、トレイ等の手が触れるものは定期的に消毒する。
- 可能な限り、キャッシュレス決済を導入する。
- 会計の都度、手指消毒を行う。
- 飛沫を防止するため、レジと利用者の間に仕切りを設置する等の工夫を行う。

③従業員の安全確保のために実施すること

- 従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

- 従業員の平熱体温を登録し、勤務時に検温を促すものとする。当該個人の平熱から概ね+0.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等への受診を促すとともに、診断結果を記録する。**また、職場における検査の更なる活用を次の通り奨励する。**

- ・普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養すること。
- ・出勤後に少しでも体調が悪い場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合は、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること。
- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施すること。

・抗原簡易キットの購入にあたっては、(1) 連携医療機関を定めること、(2) 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、(3) 国が承認した抗原簡易キットを用いることとし、具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

・また寮などで集団生活を行なっている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

○ 咳エチケット、マスクの着用、手洗いや手指消毒を徹底して実施する。

○ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

○ 感染した従業員及び濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。

○ 従業員にはユニフォームや衣装のこまめな洗濯を心掛けさせる。

④施設管理

ア) 施設内

○ 清掃、消毒及び換気を徹底的に実施する。

○ ドアノブ等の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等)の消毒対策を徹底する。

○ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行う。

イ) 従業員スペース

○ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。対面での飲食や会話を回避するよう促す。

○ 人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)や、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知する等の工夫を行う。

○ 常時換気を行う。

○ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

○ 入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

○ 廉価の調理設備・器具を家庭用塩素系漂白剤で、金属部分については洗剤で拭き、作業前後の手洗い等の衛生管理を徹底する。

ウ) トイレ

○ 不特定多数の手が触れる場所は、定期的に清掃・消毒を行う。トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示する。

○ ハンドドライヤーは「アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合を除いて」使用を中止し、備え付けのペーパータオルや個人用のハンカチの利用を促す。液体石鹼、手指消毒剤等を準備する。

○ トイレの混雑が予想される場合、最低1m(可能であれば2m)の間隔を空けた整列を促す。

⑤その他

○ 直接手で触れる施設・店舗内設備については、定期的に消毒する等の感染防止対策を徹底する。また、利用者に対して、触れる前に消毒を行うこと等の注意喚起を行う。

○ 特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないための措置を講じる。

○ 利用者が共用部で大声を出したり、飲食等をしないよう、注意喚起を行う。

○ 利用者の名簿を作成するにあたっては、個人情報の使用目的を明確にし、目的外の使用を行わない等、個人情報の取扱いに十分注意するものとする。

○ 感染が疑われる者が発生した場合、次の通り対応する。

一 速やかに別室あるいは施設・店舗外へ誘導する。

一 対応する従業員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

一 保健所へ連絡し、指示を受ける。

一 利用者又は従業員に重篤な症状がみられた場合は、保健所等とも相談し、医療機関へ搬送する。

スナックdeカラオケ NAVI

コロナ禍でもスナック女子は増加。 「スナック女子のオアシス広報委員会」 月刊カラオケファン 好評連載中



月刊カラオケファン 2021年11月号

「スナックdeカラオケnavi」女性のスナックファン（スナック女子）を目的に、スナック女子を自称するビーカーにてスナックの良さをリレーで伝えています。この企画は月刊カラオケファンとのタイアップ企画であり、同誌では「スナック女子のオアシス広報委員会」（カラオケファン）として連載されています。2020年11月号の開始以来、コロナ禍にあっても感染対策を徹底して営業する「スナックdeカラオケnavi」掲載店が紹介され、歌好きの読者の方々に人気のコーナーになつてきました。このコーナーではスナック女子で訪問し、お店の良さやママの魅力も紹介しています。女性客の誘致や新規客の獲得に期待ができます。また「月刊カラオケファン」に掲載後は「スナックdeカラオケnavi」内の「スナックトピックス」記事内容を順次掲載しています。会員の管理店で、このコーナー（月刊カラオケファン）に掲載希望のお店がありまし「スナック女子」（月刊カラオケファン）に連絡願います。また、お店と一緒にナビゲートするスナック女子も併せて募集しますので、我こそはというスナック女子で気軽に事務局まで連絡ください。

過去の掲載店



東京都大田区
居酒屋スナック馬（まう）

スナック女子
門松みゆきさん（歌手）

月刊カラオケファン 2020年11月号掲載



神奈川県川崎市
スパーク ライト

スナック女子
東谷柚葉さん

月刊カラオケファン 2020年11月号掲載



東京都新宿区
カラオケパブ DADA

スナック女子
秋山りほさん

月刊カラオケファン 2020年12月号掲載



東京都目黒区
Le club（ル・クラブ）

スナック女子
KANAさん（歌手）

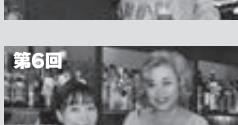
月刊カラオケファン 2021年1月号掲載



愛知県名古屋市
スナック ピッコロ

スナック女子
山谷侑布さん

月刊カラオケファン 2021年2月号掲載



愛知県名古屋市
スナック智

スナック女子
ひなたみなさん（歌手）

月刊カラオケファン 2021年3月号掲載



大阪府大阪市
スナックRei

スナック女子
小池史子さん

月刊カラオケファン 2021年4月号掲載



大阪府守口市

Snack FIT

スナック女子
塩乃華織さん（歌手）

月刊カラオケファン 2021年5月号掲載



栃木県栃木市
ナイトパブ馬酔木（あせび）

スナック女子
藤崎里菜さん（グラビアアイドル）

月刊カラオケファン 2021年6月号掲載



高知県高知市
スナック2すてっぷ

スナック女子
Yuiさん（モデル）

月刊カラオケファン 2021年7月号掲載



高知県高知市

スナック蘭

スナック女子
土居好美さん

月刊カラオケファン 2021年8月号掲載



高知県高知市

Full Moon

スナック女子
町田千愛さん

月刊カラオケファン 2021年9月号掲載



滋賀県大津市

メンバーズクラブ 聖

スナック女子
川波奈七子さん（歌手）

月刊カラオケファン 2021年10月号掲載



滋賀県大津市

PUB REST シンシア

スナック女子
谷口みゆきさん

月刊カラオケファン 2021年11月号掲載

「カラオケ白書2021」発刊

2020年度、新型コロナウィルスが業界に与えた影響を如実に数値が物語る。

協会では2020年4月1日から2021年3月31までの1年間を対象に全国規模の市場アンケートを実施。その結果を「カラオケ白書2021」としてまとめ、7月に発行しました。

2020年度は、4月の緊急事態宣言に始まり、まさに新型コロナウィルスに支配された1年となりました。文化と言われたカラオケに制約が課せられる中、嘗てない驚愕の数値がアンケートから浮き彫りとなりました。閉鎖・廃業などによる施設数の減少が約1割、ユーザー市場規模が約半減。業界にとって未曾有の逆風が吹き荒れました。

会員各位にお届けしている「カラオケ白書2021」には、一般消費者へ実施した緊急アンケートと市場の実態から、現在と今後の消費意識を探る試みを行い、結果をまとめました。それぞれの視点から掲載データに分析を加えていただき、顧客ニーズの把握や自社の経営改善にお役立て下さい。以下、「市場規模のまとめ」について抜粋します。

■ユーザー市場規模の推移

2020年度のユーザー市場規模

■<酒場市場の規模>

酒場市場の場合、利用者がカラオケを利用する料金を市場の大きさとして推定した。

カラオケ導入対象となる酒場施設数は全国で13万4287件。酒場市場におけるカラオケ導入台数は1施設=1台であり、酒場市場におけるカラオケ稼動台数は約134,300台と考えられる。

(本白書中の酒場とは主にクラブ・バー・スナック・パブ・居酒屋などを意味する)酒場市場における1店当たりの月間売上推計値は約88万円で、カラオケの占める売上割合は8.0%。今年度はコロナによる休業率が高いため、営業率の補正を加えた。

酒場における業務用カラオケの市場規模 =

$$88\text{万円} \times 8.0\% \times 12\text{ヶ月} \times 0.7 \times 134,300\text{店} \approx \text{約794億円}$$

■<カラオケボックス市場の規模>

カラオケボックス市場の場合、カラオケ利用と施設利用が同義のため、施設売上の全て(飲食及び室料、その他のサービスを含む)を市場の大きさとして推定した。

カラオケボックス施設数は全国で8,436店、ルーム数では約114,200ルーム。

カラオケ台数はルーム数と同じ114,200台と考えられる。カラオケボックス市場の1ルーム当たりの月間売上推計値は約18.0万円。今年度はコロナによる休業率が高いため、営業率の補正を加えた。

カラオケボックスの市場規模 =

$$18.0\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 0.8 \times 114,200\text{ルーム} \approx \text{約1,973億円}$$

■<その他の業務用カラオケ市場の規模>

その他の業務用カラオケの市場としては、「旅館・ホテル」「食堂・喫茶店」「結婚式場」「福祉施設」「観光バス・船舶」等が考えられる。これらの市場においては基本的に賃貸料金を回収できる程度の料金が組み込まれているものとして推計した。

◇「旅館・ホテル」

全国の旅館・ホテル数のうち、カラオケを導入している施設は3,872施設。今回のアンケート結果によれば、1施設当たりのカラオケ台数は約3台であるから、旅館・ホテル市場におけるカラオケ台数は約11,600台。また、1施設当たりの月間平均賃貸経費の推計値は約8万円。今年度はコロナによる休業率が高いため、営業率の補正を加えた。

$$8\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 0.7 \times 3,872\text{施設} \approx \text{約26億円}$$

◇「食堂・結婚式場・観光バス・その他」

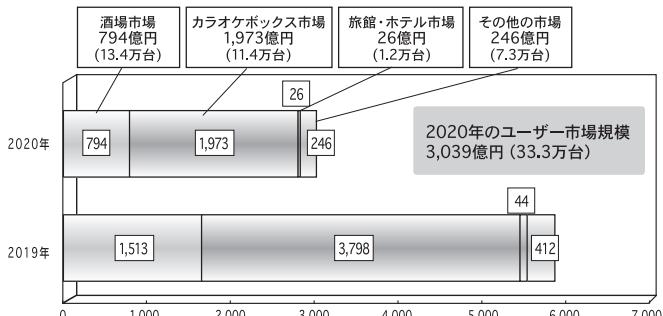
その他の市場における業務用カラオケの導入実績は、「観光バス」では全国18,000台のバスに導入、「結婚式場・宴会場」では全国で約2,200施設、「その他(レストラン、ヘルスセンター、船舶、福祉施設、福利厚生施設等)」では、約52,900台のカラオケが導入されていると考えられる。従って、その他市場のカラオケ台数合計は約73,100台となる。

カラオケ1台当たりの月間経費の推計値4万円を乗じ、その市場規模を算出した。

$$4\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 0.7 \times 73,100\text{台} \approx \text{約246億円}$$

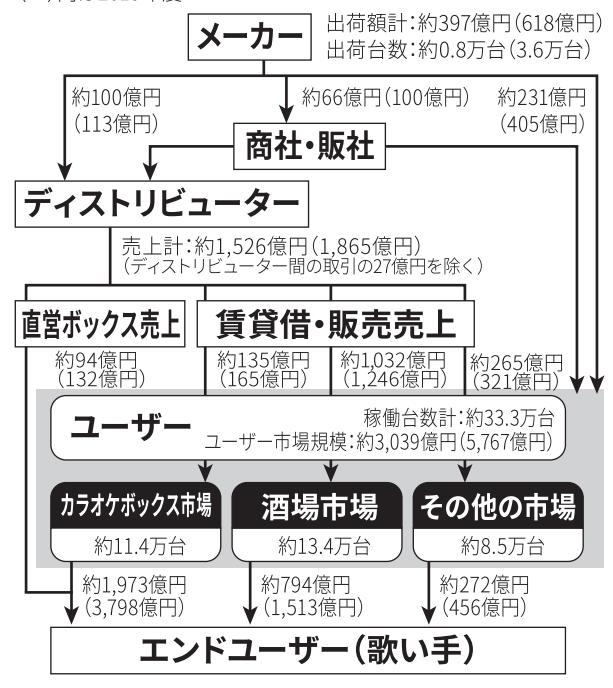
注:上記の月間売上推計値などの推計値は、後章の各市場のアンケート集計値に全国カラオケ事業者協会による補正を加えた値。

■ユーザー市場規模



2020年度市場規模のまとめ

()内は2019年度



カラオケエンジニア「エキスパート」 1期生に55名が合格

新制度に移行して初となるカラオケエンジニア検定。新制度1期生の検定が実施され、「2級」に158名、「1級」に69名、そして最上位の「エキスパート」に下記55名の方々が新たに認定されました。旧制度の「上級」からの新制度移行者262名と合せ、累計のエキスパート認定者は317名となりました。

技術職の知識レベルを推し測る「カラオケエンジニア検定」は、登竜門の「2級」、応用と専門性を加味した「1級」、そして音響設計までの知識を有す「エキスパート」の3段階で完結となります。新制度2期生の受講者募集は来年3月のご案内となります。カラオケ設置に携わる方は、是非受講をご検討下さい。

■カラオケエンジニア検定エキスパート1期生合格者一覧(敬称略) 合格者55名 エキスパート移行者262名 延べ317名

北海道支部

(株)第一興商函館支店 太田 健吾
(株)第一興商函館支店 小山 憲祐
(株)第一興商函館支店 坂上 瑞紀
(株)第一興商函館支店 高橋 博樹
(株)第一興商函館支店 浜 忠大

(株)第一興商岐阜支店 水谷 憲司
(株)第一興商豊橋支店 伊藤 光平
(株)第一興商豊橋支店 梅田 賢一
(株)第一興商三重支店 加藤 刚久
(株)東海第一興商南支店 佐藤 弘之
(株)北陸第一興商 長谷川 正

北関東・甲信越支部

(株)ダイマル 宇佐美 達也
(株)新潟第一興商 斎藤 芳隆
(株)新潟第一興商 雉賀 悠記
(株)新潟第一興商 鈴木 翔悟
(株)新潟第一興商 渡辺 希聖

(株)京阪第一興商 岡本 竜也
(株)第一興商大阪支店 上島 淳史
(株)第一興商大阪支店 山田 雄三
(株)第一興商大阪支店 大久保 悠耶

関東支部

(株)常磐第一興商水戸支店 宮田 恵一
(株)常磐第一興商鹿嶋支店 菊地 泰輔
(株)第一興商千葉支店 金子 貴之
(株)第一興商千葉支店 貴島 悠太

荒井 鑑大
田辺 正義
中島 崇
三宅 謙
奥村 和也
幸田 和義
佐伯 祐一郎
下土井 達哉
杉田 欣也

首都圏支部

(株)京浜サービス 丹野 亮太
(株)第一興商多摩支店 秋葉 健太
(株)第一興商多摩支店 脇方 優也
(株)第一興商多摩支店 庄野 宗一郎
(株)第一興商多摩支店 毛利 達彦
(株)第一興商多摩支店 吉崎 淳平
(株)第一興商多摩支店 和田 明也
(株)第一興商多摩支店 和田 敦司
(株)東京第一興商 岩壁 信行

(株)第一興商高知支店 山中 隆祐
(株)第一興商松山支店 岡本 智也
(株)第一興商徳島支店 西山 宜孝

中部支部

(株)静岡第一興商浜松支店 鈴木 大夢
清水有線(株) 浅野 啓
清水有線(株) 石井 優一
(株)第一興商岐阜支店 木下 貴之

松山 剛大
三浦 秀司
(株)第一興商鹿児島支店 江口 和正
(株)第一興商熊本支店 橋本 航平
(株)第一興商長崎支店 田中 将太
(株)第一興商宮崎支店 園田 康博



映像・音響・店舗設備のトータルプロデュース

エム・エム・ケー株式会社

〒594-0042 大阪府和泉市箕形町1-6-23
TEL 0725-40-2227 FAX 0725-40-2228



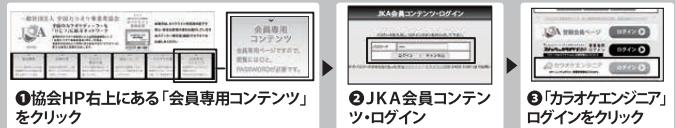
カラオケエンジニア、第1回目の「定期講習」がスタート

新制度のカラオケエンジニア検定、第1回目の「定期講習」が10月1日からスタートしています。定期講習では新機種の技術学習や最新の業界情報、スキルアップに繋がる学習内容をeラーニングで提供します。第1回目の「2021年度・定期講習」内容は、最新機種解説。10月1日から10月31日までのヶ月間、視聴時間は約1時間30分(視聴は1回のみ)で、最新機種に関する技術内容が提供されます。

※本來9月中旬発行予定のところ、業種別ガイドラインの承認待ちで発行が遅れ事後通知となりましたことお詫び申し上げます。

◆定期講習受講の手順

【ログイン手順】



【定期講習受講手順】



カラオケ設備の利用自粛は、決して業界人のこれまでの努力を否定するものではありません

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置適用時に行政から要請される「カラオケ設備の利用自粛」。カラオケ文化の扱い手を自負してきた業界人にとって、何とも屈辱的で耐え難い文言と言えます。ただ、政府は業界人のこれまでの努力を決して否定しているのではありません。8月18日の政府事務連絡では、下記内容が各自治体へ指示されています。これからも国民の文化的生活増進に寄与するため、自信を持ってカラオケの普及に努めて参りましょう。

「カラオケ設備の利用自粛等に関する考え方について」

以下、内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各都道府県の財政担当課、市町村担当課、地方創生担当課、新型コロナウイルス感染症対策担当課へ宛た令和3年8月18日付「事務連絡」より抜粋。

令和3年8月17日付基本的対処方針において、緊急事態措置区域においてはカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、まん延防止等重点措置地域においては、飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛要請を行っており、飲食店向け規模別協力金を受給する飲食店においてもこれら要請にご協力いただいているところです。

他方、事業者からはカラオケ設備の設置を否定するものではないかとの懸念が寄せられていることを踏まえ、各都道府県においては、協力金の対象となる事業者に対し、当該要請はカラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではないこと、当該要請は新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置であることを、周知されますようお願いします。

また、協力金設定の考え方として、賃料、販促費、水道光熱費、厨房器具・カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費(人件費除く)をカバーできる水準として、売上高(又は売上高減少額)の4割の支援をしているところ、本趣旨があわせて周知ください。

第51回理事会

(令和3年9月15日 書面通知)

- | | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|
| 1. 会員数についての報告 | 2. 各地の市況状況と支部総会開催について | 3. 今年度事業の開催について | 4. 業界の感染症拡大予防対策について | 5. 各種会員のオンライン参加規程 | 6. 支部統合案についての検討 | 7. カラオケ使用者連盟経過と今後の協力 | 8. その他 |
| (1) 感謝の手紙公募 | (2) 応援ソングによるキャンペーン | (1) 支部総会の開催 | (2) 第三者認証制度の普及 | (3) GOTOカラオケ事業の実施 | (4) オンライン参加の是非及び規定 | (5) 支部統合の是非及び案の検討 | (1) デルタ株を考慮した改訂ガイドラインについて |
| (2) 応援ソングによるキャンペーン | (2) 第三者認証制度の普及 | (2) 第三者認証制度の導入 | (1) 改訂ガイドラインと自治体の現状 | (1) 改訂ガイドラインと自治体の現状 | (2) 第三者認証制度の導入 | (2) 第三者認証制度の導入 | (1) デルタ株を考慮した改訂ガイドラインについて |
| 1. 会員数の件 | 2. カラオケ文化の日事業の件 | 3. 業界の感染症拡大予防対策の件 | 4. 懸案事項の件 | 5. 支部総会の開催 | 6. 支部統合の是非及び案の検討 | 7. 支部統合の是非及び案の検討 | 8. その他 |
| (1) デルタ株を考慮した改訂ガイドラインについて | (2) 応援ソングによるキャンペーン | (1) デルタ株を考慮した改訂ガイドラインについて | (2) 第三者認証制度の普及 | (1) 改訂ガイドラインと自治体の現状 | (2) 第三者認証制度の導入 | (1) 改訂ガイドラインと自治体の現状 | (1) 改訂ガイドラインと自治体の現状 |

